

流体科学研究賞規程

第1条 (目的)

この規程は、流体科学並びに関連技術の発展のために、独創性と発展性に富む業績を挙げた優秀な研究者の表彰に関する事項を定める。

第2条 (名称)

- 1 この規程による表彰を、流体科学研究賞（以下「研究賞」という。）とする。
- 2 英文名はFluids Science Research Awardとする。

第3条 (資格)

研究賞の被推薦資格は、流体科学の研究に従事する者とする。

第4条 (選考委員会)

- 1 表彰者の選考を行うため、流体科学研究賞選考委員会（以下「選考委員会」という。）を置く。
- 2 選考委員会は、別に定める流体科学研究賞選考委員会規程及び流体科学研究賞の審査内規に基づき審査を行う。

第5条 (選考委員会の構成と任期)

- 1 選考委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。
- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

第6条 (委員の委嘱)

選考委員会の委員は、一般財団法人機器研究会理事長（以下、「理事長」という。）が委嘱する。

第7条 (業績評価)

評価の対象とする業績は、次のとおりとする。

流体科学に関する研究上の業績（複数の論文・著書等）で、独創性に富み流体科学の発展に多大な貢献をしたと認められるもの。

第8条 (表彰)

表彰は、楯、賞状及び賞金の贈与をもって行う。

第9条 (贈与件数)

研究賞を贈る人数は、毎年3人以内とする。

第10条 (授賞)

授賞は、流体科学研究所関連行事の席上において、理事長が行う。

第11条 (募集)

理事長は、授賞候補者募集要項を理事会で定めた幅広い推薦先に通知し、候補者を広く募集する。

第12条 (推薦)

研究賞の推薦は、理事長が通知した推薦者からの推薦によるものとし、別紙「流体科学研究賞推薦書」に記載のうえ、応募するものとする。

第13条 (雑則)

この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(附則) 1, この規程は平成 7年 4月24日から施行する。

(附則) 2, この規程は平成15年 6月 4日から施行する。

(附則) 3, この規程は平成18年10月11日から施行する。

(附則) 4, この規程は平成22年 8月26日から施行する。

(附則) 5, この規程は平成24年 5月10日から施行する。

(附則) 6, この規程は平成26年 4月 1日から施行する。